



平成 28 年 7 月 12 日

各 位

会 社 名 関西電力株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 岩根 茂樹  
(コード：9503 東証第一部)  
問 合 せ 先 経理部長 松田 善和  
T E L 06-6441-8821

### 高浜発電所 3、4 号機再稼働禁止仮処分命令に対する 保全異議の申立てにかかる決定について

本日、大津地方裁判所において、高浜発電所 3、4 号機の再稼働禁止仮処分命令を認可するとの決定がなされましたので、お知らせいたします。

1. 仮処分命令の認可決定がなされた日  
平成 28 年 7 月 12 日

2. 仮処分命令の認可決定がなされるに至った経緯

滋賀県の住民ら 29 名が、当社の高浜発電所 3、4 号機の再稼働禁止を求め、平成 27 年 1 月 30 日、大津地方裁判所に対し仮処分命令の申立てを行いました。以降、4 回にわたって審尋期日が行われ、平成 28 年 3 月 9 日、住民らの申立てを認めるとの決定がなされました。

当社は、平成 28 年 3 月 14 日、大津地方裁判所に対し不服申立てを行いました。平成 28 年 5 月 10 日の審尋期日を経て結審し、本日、原審の仮処分命令を認可するとの決定がなされたものです。

3. 仮処分命令の決定の内容

高浜発電所 3、4 号機を運転してはならないとの仮処分命令を認可する。

4. 今後の見通し

高浜発電所 3、4 号機は、新規制基準の適合性審査会合等で、当社が科学的・技術的観点から安全性についての説明を重ねてきた結果、原子力規制委員会より原子炉設置変更許可等をいただいております。

本件仮処分命令の申立てがなされて以降、当社は、申立ての却下を求めるとともに、審査会合の中でご説明してきた内容も含め、発電所の安全性が確保されていることについて、科学的・専門的知見に基づき具体的に主張・立証してきました。

このたび、当社の主張を裁判所にご理解いただけなかったことは極めて遺憾であると考えて

おり、到底承服できるものではありません。

資源に乏しい我が国においては、安全確保 (safety) の「S」を大前提に、エネルギー安定供給 (Energy security) 経済性 (Economy) 環境保全 (Environmental conservation) の3つの「E」の同時達成を目指す「S + 3 E」の観点から、特定の電源や燃料源に過度に依存しないエネルギー供給体制を構築することが極めて重要であり、当社は、原子力が一定の役割を果たしていくことが不可欠であると考えております。

当社としては、今後、決定文の詳細を確認のうえ、大阪高等裁判所に対し速やかに不服申立ての手続きを行い、早期に仮処分命令を取り消していただくよう、高浜発電所3、4号機の安全性の主張・立証に全力を尽くしてまいります。

なお、高浜発電所3、4号機については、仮処分命令が取り消されて再稼動する時期が未定であるため、本件仮処分の認可決定による業績に与える影響を見積ることができない状況です。

以 上